

大分大学医学部オンライン教育システム運営委員会細則

平成21年12月10日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定に基づき、大分大学医学部オンライン教育システム運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、大分大学医学部（以下「本学部」という。）に、教育用教材をネットワーク（学内LAN及び学内CATV）上に構築し、学生、職員及び地域医療関係者の教育の向上を図るために必要な事項を審議することを目的とする。

(定義)

第3条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オンライン教育システムとは、学術情報拠点（医学情報センター）の学内LAN、研究マネジメント機構研究支援センター実験機器管理部門の学内CATV及びこれらに連結可能なネットワークを用いて教育を行うシステムをいう。
- (2) 教材サーバとは、委員会が指定するサーバ群をいう。
- (3) オンライン教材とは、本学部における電子化してオンラインで学習できる教育用の教材をいう。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) オンライン教育システムに関すること。
- (2) 教材サーバに関すること。
- (3) オンライン教材に関すること。
- (4) その他オンライン教育システム等に関すること。

(構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医学科長
 - (2) 学術情報拠点副拠点長（医学情報センター担当）
 - (3) 学術情報拠点副拠点長（医学図書館担当）
 - (4) 医学科の教授又は准教授 6人
 - (5) 看護学科の教授、准教授又は講師 2人
 - (6) 先進医療科学科の教授、准教授又は講師 2人
 - (7) 研究マネジメント機構研究支援センター実験機器管理部門長
 - (8) 研究マネジメント機構研究支援センター実験機器管理部門の教員
 - (9) 附属医学教育センターの主担当の教員
 - (10) 医学・病院事務部学務課長
 - (11) その他学部長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第4号から第6号まで、第8号及び第11号の委員は、学部長が任命する。

(任期)

第6条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、医学科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成21年医学部細則第3-3号)

- 1 この細則は、平成21年12月10日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第5条第1項第4号、第5号、第7号及び第10号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部オンライン教育システム運営委員会規程(平成16年医学部規程第3-10号)は廃止する。

附 則 (平成24年医学部細則第3-6号)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年医学部細則第1-1号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年医学部細則第3-4号)

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年医学部細則第3-1号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。